

Vol.71

今回は 資産税

相談事例
紹介

会員相談室

相談委員 出岡 伸和 (麹町支部)



電話相談

受付 午前10時～11時50分
時間 午後1時～2時40分

03-3354-8520



事前予約

面接相談・随時相談

03-5919-7157



離婚における税務

事例

甲は、妻乙と家庭裁判所の調停により以下の条件で協議離婚することになった。

この場合の甲と乙それぞれの課税関係はどのようなになるか。

1. 甲は慰謝料として金銭500万円を乙へ支払う。
2. 甲が所有している自宅マンション（所有期間15年）は、乙へ財産分与する。
3. 甲の自宅マンションの住宅ローンは乙が引き継ぐ。
4. 高校生である息子丙の親権は乙が取得し、乙と共に生活する。甲は丙が大学を卒業するまでは乙へ学費相当額である養育費を支払う。丙の生活費は、同居している乙が働いて負担する。

回答

1. 慰謝料について

甲が慰謝料として支払う金銭500万円に対しては、甲及び乙ともに課税関係が生じない。

2. 財産分与について

(1) 財産分与による資産の移転は譲渡になるため、財産分与をした自宅については、その取得費よりも財産分与時の時価が高く、譲渡所得が発生するのであれば、甲は譲渡所得の申告を行う必要がある。この場合に、措置法35条の居住用財産の特別控除3,000万円と措置法31条の3の居住用財産の軽減税率の特例が適用できる。

(2) 共有財産から財産分与によって取得した資産は、贈与により取得した資産ではないため、財産分与を受ける乙について原則として贈与税は課されない。

(3) 乙が取得した自宅マンションは、財産分与時に時価で取得したことになる。この場合、財産分与による居住用家屋の取得は、措置法41条の住宅借入金等特別控除の対象となる既存住宅の取得に該当するので、居住要件等その他の適用要件を満たすときは、乙が引き継いだ住宅ローンについて、住宅借入金等特別控除の適用を受けることができる。

3. 扶養控除について

息子である丙に係る扶養控除については、甲は丙の学費を負担し、乙は丙の住居費を含む生活費を負担しているため、甲、乙ともに丙の扶養義務を果たしていることになる。丙に係る扶養控除は、甲、乙いずれか一方のみにて適用することになるので、どちらが丙を所得税法上の扶養親族とするかを甲と乙で協議して決定する必要がある。

検討

I. 財産を分与した者の税務上の取扱い

1. 分与財産が金銭の場合の取扱い

民法では、協議上の離婚をした者の一方は、相手方に対し財産の分与を請求することが認められている（民法768）。この財産分与請求権には、①婚姻中に夫婦が協力して蓄積した財産の清算（清算的要素）②離婚後において生活に困窮する配偶者に対する扶養（扶養的要素）③離婚の原因について責任のある配偶者から離婚により精神的苦痛を被った相手方配偶者への賠償（慰謝料的要素）の三つの要素を併せもつものとされている（注1）。

分与財産が金銭の場合は、課税関係はない。慰謝料として支払った金銭についても同様である。

2. 分与財産が金銭以外の資産である場合の取扱い

(1) 原則

民法768条（財産分与）の規定による財産の

分与として資産の移転があった場合には、その分与をした者は、その分与をした時においてその時の価額によりその資産を譲渡したことになる（所基通33-1の4）。すなわち、財産分与及び慰謝料として譲渡所得の基因となる資産を給付した場合には、その財産の移転については、その給付が財産分与の義務を消滅させるものであり、それ自体一つの経済的利益の享受であるから、その分与義務の消滅という経済的利益を対価とする資産の譲渡があったものとして譲渡所得の課税が行われるものである（最高裁昭50.5.27判決）（注2）。

なお、財産分与による資産の移転は、財産分与義務の消滅という経済的利益を対価とする譲渡であり、贈与ではないから、みなし譲渡課税（所法59①）の規定は適用されない（所基通33-1の4（注）1）。

(2) 居住用財産を分与した場合の課税の特例の適用の有無

個人が、居住の用に供している家屋及び敷地を譲渡した場合には、譲渡所得金額から3,000万円の特別控除（措法35）の適用があり、その居住用財産の所有期間が10年を超える場合には、居住用財産の軽減税率の特例（措法31の3）の適用があるが、その個人の配偶者その他の親族に対する譲渡については、居住用財産の譲渡所得の特別控除及び軽減税率の特例の適用は認められていない。

しかし、離婚に伴う財産分与は、離婚により夫婦関係が終了した後にされるものであり、配偶者に対する譲渡に該当しないので、居住用財産の譲渡所得の特別控除及び軽減税率の特例の適用が認められる（措通31の3-23、措通35-5）。

なお、離婚前（戸籍の除籍手続前）に財産分与があっても、その後速やかに除籍手続が行われた場合には、その譲渡は財産分与ではなく除籍後に効力が発生したものと考えられるため、居住用財産の譲渡所得の特別控除及び軽減税率の特例の適用は認められる。

II 財産分与を受けた者の税務上の取扱い

1. 所得税、贈与税の課税関係

(1) 慰謝料について

慰謝料として受け取った金銭については、贈与を受けたものではないから所得となるが、心身に加えられた相当の損害に起因して支払を受けるものとなるため、所得税は課税されない（所法9①17）。

(2) 財産分与について

婚姻の取り消し又は離婚による財産の分与によって取得した財産については、贈与によるものではなく、財産分与請求権により取得したものであるから、前述の通り、贈与により取得した財産にならず、贈与税は課税されない。

ただし、その分与に係る財産の額が婚姻中の夫婦の協力によって得た財産の額その他一切の事情を考慮してもなお過当であると認められる場合又は離婚を手段として贈与税若しくは相続税のほ税を徴すると認められる場合には、その過当である部分又はその離婚により取得した財産の価額は、贈与によって取得した財産となる（相基通9-8）。

2. 分与財産の取得費等の取扱い

財産分与により取得した財産は、その取得した者がその分与を受けた時において、その時の価額により取得したことになる（所基通38-6）。財産を分与した者には、その分与時の時価を譲渡収入金額として譲渡所得の課税が行われることから、財産分与を受けた者は財産分与請求権と引き換えに分与財産を取得したということになるので、分与財産の取得時期は分与

時、分与財産の取得費は分与時の価額（時価）となる。

このように、財産を分与した者の当初の取得費を引き継がないので、分与を受けた財産を譲渡する際には、取得費として分与時の時価を算定する必要がある。

3. 住宅ローン付きで居住用家屋の財産分与を受けた場合の取扱い

住宅借入金等特別控除の対象となる既存住宅の取得の要件として、贈与によるもの及びその既存住宅を取得する時においてその取得する者と生計を一にしており、その取得後においても引き続き生計を一にする親族等からの既存住宅の取得は、この住宅借入金等特別控除の対象とならないものとされている（措法41①、措令26③）。

しかし、財産分与による居住用家屋の取得は、贈与による取得ではなく（所基通33-1の4（注）1）、さらに、すでに離婚している場合には、財産分与をした元の配偶者は、生計を一にする親族等にも該当しない。

したがって、財産分与による居住用家屋の取得は、住宅借入金等特別控除の対象となる既存住宅の取得に該当するので、居住要件等その他の要件を満たしていれば、新たに負担することになった住宅ローンについて、住宅借入金等特別控除の適用を受けることができる。

III 養育費と扶養義務者、扶養控除などの取扱い

離婚に伴い、子に対する養育費の支払いが、①扶養義務の履行として、②「成人に達するまで」など一定の年齢に限って行われる場合には、その支払われている期間については、原則として「生計を一にしているもの」として扶養控除の対象とすることができる。

「生計を一にする」とは必ずしも同一の家屋に起居していることをいうものではなく、勤務、修学、療養等の都合上他の親族と日常の起居を共にしていない親族がいる場合であっても、これらの親族間において、常に生活費、学資金、療養費等の送金が行われている場合には、これらの親族は生計を一にするものとしている（所基通2-47）。

本事例においては、甲が丙の学費である養育費を負担し、乙が丙の生活費を負担しているため、甲、乙いずれもが丙と生計が一であり、丙を扶養していると考えられる。このように、子が元夫の控除対象扶養親族に該当するとともに元妻の控除対象扶養親族にも該当することになる場合には、扶養控除は当然のことながら元夫又は元妻いずれか一方だけにしか認められない。したがって、扶養控除の適用を受けるのは、養育費を支払っている親もしくは実際に同居して生活全般の扶養をしている親のいずれかにすることを、離婚の協議内において、お互いに合意しておくほうが望ましい。

（注1）野原誠編「相続税法基本通達逐条解説」160頁 大蔵財務協会 平成27年版

（注2）森谷義光共編「所得税基本通達逐条解説」182頁 大蔵財務協会 平成26年版

注）内容は、平成27年1月1日現在の法令等に基づいています。

本事例紹介は、会員の業務上の諸問題解決支援の一環として掲載しています。文中の税法の解釈等見解にわたる部分は、執筆者の私見（参考意見）ですので、実際の申告等税法の解釈適用に当たっては、会員ご本人の責任において行ってください。